

文化芸術・観光融合促進事業費補助金 Q&A

(令和4年5月9日)

1 【補助の対象となる事業について】

質問	回答
① 補助金を受けられる対象者は？	<p>①旅館業法（昭和23年法律第138号）第3条第1項に規定する許可を受け、県内で同法第2条第2項の旅館・ホテル営業を営む個人又は法人 または、 ②観光客を対象としたイベントの開催実績又は予定がある個人又は法人です。</p> <p>○旅館業法 第二条 この法律で「旅館業」とは、旅館・ホテル営業、簡易宿所営業及び下宿営業をいう。 2 この法律で「旅館・ホテル営業」とは、施設を設け、宿泊料を受けて、人を宿泊させる営業で、簡易宿所営業及び下宿営業以外のものをいう。 第三条 旅館業を営もうとする者は、都道府県知事(保健所を設置する市又は特別区にあっては、市長又は区長。第四項を除き、以下同じ。)の許可を受けなければならない。ただし、旅館・ホテル営業又は簡易宿所営業の許可を受けた者が、当該施設において下宿営業を営もうとする場合は、この限りでない。</p>
② どのようなイベントが対象となるのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・山梨県内の無形文化財・無形民俗文化財の保存継承を行う個人・法人 ・山梨県内で創作活動等を行うクリエイター <p>が出演するイベントであれば、イベントの内容に制限はありません。ただし、補助対象として適切なイベントかどうかは事務局で審査の上、決定いたします。 (例) 無形文化財の保存継承団体による演目披露や講演会、県内で創作活動を行うクリエイターによる創作発表やワークショップ など</p> <p>ただし、次のようなイベントは対象外となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> × 国又は地方公共団体が主催する又は主催者の構成員となっているもの × 宗教的又は政治的な宣伝を目的とする事業 × 公序良俗に反するもの × 第三者の著作権、肖像権、商標権、その他権利を侵害するもの × その他、法令に違反する事業 <p>※補助対象事業について、第三者から権利侵害、損害賠償などの主張や請求があった場合、補助対象者（申請者）の責任と負担で解決するものとし、山梨県は一切責任を負いません。</p>
③ 入場料等を無料とするイベントは対象とならないのか？	入場料等の有無に関わらず対象となります。
④ オンラインでの公演、作品展示会を考えているが、補助の対象になるのか？	今回の補助金は、実際の会場で行う舞台公演及び作品展示会を対象としており、オンラインでのための利用は対象になりません。
⑤ 既に予定していた公演や展示会を、補助事業として申請してもよいのか？	<p>以下の要件をすべて満たすイベントであれば対象となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・定められた事業実施期間内に実施されるものであること。 令和4年4月1日（金）～2月28日（火）実施分 申請受付 令和4年5月9日（月）～令和5年2月20日（月） ※補助を受けるためにはイベント実施前までに申請が必要 ※ただし、4月及び5月に実施した又は実施予定のイベントについては、5月末までに申請があった場合は補助対象とする ・新型コロナウイルス感染症拡大防止措置が十分になされているものであること。
⑥ 交付決定後に、施設や日程、演者に変更があった場合はどうすればよいのか？	使用する施設、申請日程の変更、費用の変更などがある場合は、「変更承認申請書（様式3号）」を提出し、承認する必要があります。ただし、変更の内容によっては、承認が必要ない場合もありますので、募集要項等をご確認ください。

文化芸術・観光融合促進事業費補助金 Q&A

2 【補助の対象となる経費について】

	質問	回答
①	リハーサルや練習による会場使用料についても、補助の対象となるのか？	補助対象事業と同一の舞台公演や作品展示会に係るリハーサルや練習であり、イベント実施日当日に利用した施設使用料であれば対象となります。なお、イベント実施日前のリハーサルや練習の施設使用料は対象外となります。
②	使用する施設に備えられている設備器具以外で申請者等がレンタル等した設備器具使用料は補助の対象となるのか？	対象となります。
③	前金で施設使用料を既に施設に全額支払ってしまっている場合でも、補助の対象となるのか？	必要な要件を満たしているイベントであれば対象となります。イベントの実施日が補助金の交付決定後のもの（※）に限ります。 ※ただし、4月及び5月に実施した又は実施予定のイベントについては、5月末までに申請があった場合は補助対象とします。
④	緊急事態宣言の発令によるイベント自粛要請等、やむを得ない事情によりイベントを中止または延期した場合、施設のキャンセル料金は補助の対象となるのか？	緊急事態宣言の発令等により自治体の要請を受けて補助の決定を受けたイベントをやむを得ず中止または延期した場合、施設のキャンセル料は補助対象となりません。この場合、中止判断を行った後速やかに「問合せ先」まで連絡してください。 なお、単に主催者の都合によりイベントを中止する場合には、補助金は交付されません。
⑤	交付決定を受けた後、実際にイベントを行ったところ、当日、延長料金が発生した。その分も補助の対象となるのか？	交付決定額の変更については、減額のみ認めることとし、増額変更はできません。そのため、当日延長料金が発生し、当初交付決定を受けた際の交付決定額を超えてしまった場合は、その超えた額は対象とはなりません。
⑥	施設使用料は消費税等込みで申請できるのか？	施設使用料について、消費税等込みで補助金を申請いただくことは可能です。ただし、当該消費税等額が、消費税及び地方消費税の仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び消費税相当額のうち、消費税法の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額。）となる場合、補助対象経費となりません。

3 【補助の対象となる者について】

	質問	回答
①	県内で創作活動を行うクリエイターとはどういった人を指すのか？	「県内で」とは、山梨県出身者や山梨県在住者の他、県内で作品展示や音楽イベントに出演したことがある方など、山梨にゆかりがある方を含みます。県内での活動実績については、申請書に記載していただき、事務局で審査いたします。県内で過去開催したイベントのチラシ等がある場合は、申請の際に添付してください。
②	過去のイベントの開催実績又は今後の開催予定があることが交付の条件となっている理由は？	本補助金は、県内の文化芸術や県内クリエイターの活動を観光に結びつけることにより、新たな観光資源の創出を目的としています。このため、集客が見込めるイベントを開催できるかどうかについて客観的に判断するため、過去の実績や今後の開催予定をお聞きします。
③	旅館・ホテル業で申請する場合、過去のイベント実績や今後の予定は必要ないのか？	旅館・ホテルそのものが集客施設であり、一定の集客が見込めると判断できるため、イベントの過去実績や今後の予定は条件としておりません。
④	法人格を有しない団体（権利能力なき社団）とは、どういった団体を指すのか？	以下の（i）～（iii）の全てについて明記されている定款もしくは定款に類する規約等を有する団体を指します。 （i）団体の意思を決定し、執行する組織が確立されていること （ii）自ら経理し、監査する等の会計組織を有すること （iii）団体活動の本拠としての事務所を有すること
⑤	複数の法人で構成する共同体がイベント主催者となる場合、申請者についてはどのように取り扱えばよいか？	いずれか1社を代表法人として定めていただき、その法人が申請者となって申請をしてください。

文化芸術・観光融合促進事業費補助金 Q&A

4 【補助対象事業を行うための施設について】

	質問	回答
①	どのような施設を使って行うイベントが補助の対象となるのか？	旅館・ホテル業を営む方が申請者となる場合は、当該申請者が許可を有する山梨県内の旅館・ホテルが対象となります。クリエイターが出演するイベントについては、山梨県内であれば開催場所は問いません。
②	公営の施設を使うイベントも補助の対象となるのか？	対象となります。
③	飲食店は、公演や展示の対象施設となるのか？	対象となります。
④	施設利用料をどのように確認するのか？	補助対象となる施設は、利用料金が明示されていることが要件となっています。利用料金は、申請書の添付書類（施設の利用料が分かる書類（明細書、HP等で公表されている「料金表」等））で確認します。また、施設の利用料金について、施設に対し、過去の利用料金の実績が分かる書類（領収書等の控え等）を確認させていただく場合があります。
⑤	施設の利用状況を確認をすることはあるのか？	イベント実施日に、施設の利用状況を確認するため、担当職員が訪問する場合があります。

5 【新型コロナウイルス感染症拡大防止策】

	質問	回答
①	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策とは、具体的にどのようなものか？	最新の業種別ガイドラインを参考に、最も適切な対策を講じてください。 <ul style="list-style-type: none"> ・国（内閣官房）ホームページ「業種ごとの感染拡大予防ガイドライン一覧」 →https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf ・山梨県ホームページ「山梨県新型コロナウイルス感染症拡大防止への協力要請」 →https://www.pref.yamanashi.jp/koucho/coronavirus/info_coronavirus_emergency_measures20.html

文化芸術・観光融合促進事業費補助金 Q&A

6 【申請について】

	質問	回答
①	申請回数に制限はあるのか？	イベントの開催場所（施設）と出演者が同一であるイベントについては、25万円の交付を受けられるのは1回までとなります。ただし、同一施設・同一演者のイベントであっても、1回25万円に満たない場合は、複数回申請することができます（1回5万円のイベントを5回開催するなど）。
②	個人演者として出演する場合と、グループ演者として出演する場合では、出演者としてのカウントは2回となり、どちらかは上限を超えた扱いとなるのか？	その場合は、個人としての出演とグループとしての出演、それぞれ「別の演者」として取り扱います。したがって、上限を超えたことにはなりません。
③	自身が演者として申請したイベントにBと共演し、Bが演者として申請するイベントに自身が共演する場合では、出演者としてのカウントは2回となり、どちらかは上限を超えた扱いとなるのか？	同一演者の出演によるイベントの申請は、2回とカウントされますので、申請上限を超えた扱いとなります。この場合は、先に申請のあった①の事業のみ補助事業の対象となります。
	2つ以上のホールがある施設など、同一施設で2以上の会場を設定できる場合は、すべて同一施設での開催となるのか？	同一施設での開催と扱います。同一施設で、屋内と屋外の会場を設置する場合も同様です。
④	複数の事業を申請したい場合、申請書はまとめて記入してもよいのか？	1事業ごとに分けて記入し、提出してください。具体的には、公演や展示の内容（演目、演者、作者、展示内容等）が異なるものについては、分けて記入してください。同じ内容のものを複数日にわたって実施する場合は、事業としてまとめていただく必要があります。
⑤	申請者本人を確認する書類にはどのような物があるのか？（個人で申請する場合）	次のいずれか1点を申請の際提出してください。 <ul style="list-style-type: none"> ・運転免許証（両面） ・保険証（住所記載面含む） ・パスポート（顔写真掲載ページ） ・写真付き住民基本台帳カード ・在留カード ・特別永住者証明書 ・外国人登録証明書 <p>※ただし、マイナンバーカードは、個人番号の取り扱いがあるため、対象となりません。</p>

文化芸術・観光融合促進事業費補助金 Q&A

7 【実績報告】

	質問	回答
①	イベント実施後の実績報告書提出について、法人の会計処理の都合で支払いが完了せず、事業完了後30日以内に書類を揃えることが難しい。どうすればよいのか？	支払いの証拠書類等の添付書類が間に合わない場合は、まずは事務局へご連絡ください。そのうえで、添付が困難な書類以外は実績報告書と併せて、事業完了後30日以内に提出してください。
②	施設使用料を消費税込みで申請したのち、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額に該当することが明らかになったので、実績報告を消費税抜きで提出してよいのか？	実績報告書の「補助金請求額」欄に消費税等抜きを記載の上報告してください。
③	一つの申請の中で25万円を上限として複数回のイベントを実施した場合、各イベント終了後、個別に実績報告を提出しなければならないのか？	複数回イベントを開催した場合は、すべてのイベントが終了した後にまとめて提出することも可能です。

8 【その他】

	質問	回答
①	「交付決定通知書」を受領すれば、すぐに補助金はもらえるのか？	「交付決定通知書」はあくまでも、申請いただいた事業内容が補助の対象となることをお伝えするものであり、この通知書を以てすぐに補助金が入金されるということではありません。「交付決定通知書」受領後に、申請書どおりにイベントを実施する必要があります。イベント完了後30日以内に、実行委員会に実績報告書や支払いの証拠書類を提出していただき、内容が適正であると認められた後にお支払いします。実績報告書や支払いの証拠書類の提出がない場合、または実施された事業内容が申請されたものと異なる場合は、補助金をお支払いすることができません。
②	イベント実施前に補助金の支払いを受けることはできるか？	イベント実施前に補助金のお支払いはできません。イベントの完了後30日以内に、実行委員会に実績報告書や支払いの証拠書類を提出していただき、内容が適正であると認められた後にお支払いします。実績報告書や支払いの証拠書類の提出がない場合、または実施された事業内容が申請されたものと異なる場合は、補助金をお支払いすることができません。
③	既に実施したイベントについても補助してくれるのか？	<ul style="list-style-type: none"> ・4月及び5月に実施した又は実施予定のイベントについては、5月末までに申請があった場合は補助対象とします。 ・6月以降のイベントについては、イベント実施前までに申請が必要です。